



年頭所感

代表 長沼 隆弘



あけましておめでとうございます。

令和5年の幕開けです。今年は10月1日より消費税のインボイス制度が始まり、電子帳簿保存法の2年間の猶予措置が令和5年12月31日に終わりを迎え、令和6年から本格的に実施されます。弊所におきましても、世の中の各種電子化に対応すべく、所内に「デジタル委員会」を立ち上げ、電子化への取り組みを行っており、昨年は都市銀行の窓口における税金納付書の取扱い中止に伴い、ダイレクト納付のご案内をさせていただきました。

話は変わりますが、少子高齢化により経営者の第一の仕事が人材確保となってきました。仕事はあれども人手が足りないという声をよくお聞きします。デジタル化の流れに乗りつつ効率化を図り、働き方改革にも対応せねばなりません。若手の価値観をインストールしながら乗り切ってください。先に書きましたインボイス制度及び電子帳簿保存法ですが、骨抜き感のある改正等も入りながら実施期日が迫ってきております。逐一、情報と対策をお伝えするように務めさせていただきます。どうぞ本年もよろしくお願い致します。

特集 インボイス制度

取引先への対応と独占禁止法

仕入先が免税事業者(消費税の申告をしないでよい事業者)の場合、取引条件の見直しを検討しておられますか?その際、**独占禁止法等に抵触する問題となる行為に注意**しましょう! (久保)

取引対価の引下げ	双方納得の上での引下げは問題ないが、交渉が形式的にすぎず、一方的に買手の都合で著しく低い価格を設定する場合
商品・役務の成果物の受領拒否等	仕入先から購入する契約をした後で、免税事業者であることを理由に商品の受領を拒否すること
協賛金等の負担の要請等	取引上優越した地位にある買手が、インボイス制度を契機に、取引価格の据置の代わりに、協賛金等の名目で金銭の負担を要請する行為
取引の停止	優越した地位にある買手が、一方的に著しく低い取引価格を設定し、これに応じない相手方との取引を停止した場合
登録事業者となるよう強く勧めること等	取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することは問題ではないが、課税事業者にならなければ取引価格の引下げや、取引の打ち切りを一方的に通告すること

令和4年度税制改正大綱が発表されました

税制大綱とは税制改正の案で、後日決定されることとなります。下記以外にNISAの拡充等の案もありますが、影響が大きなものをピックアップしました。

【インボイス制度関係について】

- ① 免税事業者がインボイス導入により課税事業者になったときは、しばらくの間、**売上に対する消費税額(預かった消費税額)の2割の納付**とすることができるようになります。
- ② 2年前の課税売上高が1億円以下の事業者などは、**対価が1万円未満の取引はインボイスの保存の必要がなく**、帳簿の保存でよくります。
- ③ 振込手数料の負担など**1万円未満の売上の値引きなどは、返還のためのインボイスの発行が不要**になります。

【贈与税関係について】

- ① 相続開始前3年間に贈与された財産は、相続財産にプラスされていましたが、その期間が**7年に延長**されます。(令和6年分の贈与から)
- ② **相続時精算課税を採用しても、年110万円まで非課税で贈与が可能**になります。またこの時に相続発生時にプラスする財産にも特例があります。

【電子帳簿保存法関係について】

やむを得ない場合、電子保存要件を満たさずとも電子取引の書面出力等の求めに応じる形で、**事実上紙での保管が認められる案**が出ています。(丸山)

クレジットカードの領収書保存にご注意を!

消費税法では仕入税額控除を受けるためには課税仕入れ等の事実を証する請求書等の保存が要件となっています。

クレジットカードを利用した場合、カード会社から請求明細書が交付されますが、これは取引相手が作成したものではありませんので、この要件に該当しません。ですから、**カード利用の場合も現金支払時と同様、取引相手から必ず領収書を交付してもらわないといけません**。結果として納める消費税額が増えてしまうことになりますので注意が必要です。(橘)



免税事業者との相談は進んでいますか?

免税事業者より税込11,000円の仕入をした場合「支払った消費税1,000円×20%=200円」が控除できなくなり、さらに段階的に控除できない金額が増え、6年後には全額控除できなくなります。そのため、消費税の負担額をどうするかを考える必要があります。

自社で負担する	実際の負担額を把握しておく
仕入・外注先に負担してもらう	課税事業者になってもらう →預かった消費税額の2割の負担で抑えられることを伝える(税制改正大綱にて発表) 取引価格で調整する →上記例の場合、仕入価格を税込10,800円にってもらう

仕入・外注先に負担をしてもらう場合、互いの協議の上、方針を決定することが重要です。優越的地位の濫用として問題とならないようご注意ください。(石川)

セミナー報告

令和4年12月8日に西宮商工会議所主催のインボイス制度のセミナーに講師として参加致しました。前半は制度内容の解説、後半には個別相談会を実施し、実務への影響などについてご紹介させていただきました。100名近い方々にお集まり頂き、インボイス制度への皆様の関心の高さが伺えました。今後もより良い情報をご提供できるよう心掛けて参ります。(中角)



★新入職員紹介

小松 華奈子 趣味:セルフネイル

令和4年8月に入所致しました。経験が浅く未熟ではありますが、日々新たな発見があり、やりがいや充実感を感じております。皆様のお役に立てるように精進して参りますので、よろしくお願い致します。



田中 江理子 趣味:サッカー観戦、散歩

令和4年11月に入所し新しい業務を日々学んでいます。1つ1つ確実に、丁寧に積み重ねていきたいと思っております。よろしくお願い致します。



編集後記

昨年末に開催されたサッカーのW杯では、日本は強豪ドイツ・スペインを破る番狂わせを演じ、明るいニュースをもたらしてくれました。コロナ禍が癒える中、本年はインボイス制度を始めとする税制改正や制度の見直し等、変化が激しい年になりますが、良い一年となるよう所員一丸となって日々業務に取り組んで参ります。今回は3課がお届けしました。(杉浦)

